

# シェアリングシティ推進協議会 規約

名称

## 第1条

本会の名称はシェアリングシティ推進協議会(以下、シティ推進協議会)とする。

組織

## 第2条

本会は、シェアリングエコノミーを推進する自治体からなる任意の組織とする。

事務局

## 第3条

本会は、主たる事務局を一般社団法人シェアリングエコノミー協会(東京都千代田区、以下、シェアリングエコノミー協会)に置く。

目的

## 第4条

シェアリングエコノミーを活用しシェアリング(共有・共助・共創)の考え方や、シェアリングエコノミーを、持続可能なまちの仕組みづくりの一つの手段として定着させることを目的とし、具体的には以下とする。

1. 既存資源の有効活用により地球環境に対する負荷を低減しカーボンニュートラルに貢献
2. 地域内外の個人と個人が繋がることによる関係人口の創出
3. あらゆる世代が助け合い子育てや介護等ができる共助コミュニティの再構築
4. 企業・個人などと課題を共有し、共に地域社会課題を解決できる体制づくり
5. セーフティネットの構築や、お金やモノの再分配による格差や貧困問題等の解決
6. デジタルプラットフォームの安心安全の強化、規制改革、創業支援等による地域のニーズに合わせたデジタルを活用した地域社会DXの推進
7. 多様な価値観や個性に基づく、多様な暮らし方・働き方の選択肢のあるまちづくり
8. 地域内外とのつながり、共助の仕組みによる持続可能かつレジリエンスの高いまちづくり
9. 地域内の二次交通など地域内の円滑な移動手段の実現
10. 空き家や公共施設を共有することによる人的・財政負担の軽減、景観の保持

事業

## 第5条

本会は、前条の目的を達成するため、次の各項に定める事業を行う。

1. シェアリングシティを推進する自治体(市町村及び都道府県)への情報提供

2. シェアリングシティに関する調査、研究
3. シェアリングシティに関するシンポジウム、講演会、セミナーなどの開催
4. シェアリングシティに関する広報活動
5. 本会の活動及び地域の魅力を伝えるウェブサイトの運営
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 参加資格

### 第6条

本会の目的に賛同する自治体は、規約に同意した上で参加資格を得る。

1. 参加資格の有効期間は1年間とする。ただし、特に退会の申し出がない場合は自動更新とする。
2. 退会は参加自治体の自由意思による。なお、退会する際は事務局に連絡する。

## 会費

### 第7条

本会参加費は無料とする。

## 推進パートナー

### 第8条

本会の目的に賛同する企業ないし団体は、規約に同意した上で、シェアリングエコノミー協会が承諾した場合には、推進パートナーとして、シティ推進協議会に参加することができる。

1. 参加資格の有効期間は1年間(当協会事業年度の1月-12月)とする。ただし、特に退会の申し出がない場合は自動更新とする。
2. 退会は推進パートナーの自由意思による。なお、退会する際は事務局に連絡する。
3. 推進パートナーは、シェアリングエコノミー協会の会員であることを要する。

## 本会代表

### 第9条

本会代表は本会を代表し統括する。

1. 本会代表は、定款 34 条に定める通り、理事会の決議により選任する。
2. 本会代表は、ボードメンバー及び事務局が作成した事業計画ならびに事業報告を承認する。
3. 本会代表は、ボードメンバーと連携しその任にあたる。ボードメンバーは代表が委嘱する。
4. 予算及び重要事項については、シェアリングエコノミー協会に諮る。
5. 本会の目的を達成するため必要に応じ、部会を設けることができる。メンバーは代表が委嘱する。

## ボードメンバー

### 第10条

1. ボードメンバーは、本会の諮問機関として、本会の目的を達成するために本会代表と連携し、その任にあたる。
2. ボードメンバーの任期は、1年間(当協会事業年度の1月-12月)とする。ただし、特に退任の申し出がない場合は自動更新とする。
3. 首長を退任された際は、当協議会ボードメンバーも同時に退任とする。

## 事業年度

### 第11条

事業年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

## 規約の改正

### 第12条

規約の改正は理事会の決議を経るものとする。

## 附則

この規約は2020年7月14日より施行する。

この規約は2023年12月18日より施行する。

この規約は2024年6月11日より施行する。

この規約は2024年10月1日より施行する。